

令和 8 年 3 月 3 0 日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和８年３月３０日（月） 午後２時

場 所：呉市役所 ７階 ７５５～７５８号室

付議事項

議案第 10 号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第 11 号 農地法第５条の規定による許可の取消について

議案第 12 号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第 13 号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請に対する証明の
決定について

議案第 14 号 呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について

報告事項

第 1 号 農地法第４条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第５条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
11 番 秋光 貴志	12 番 岡本 亮二	13 番 島田 徹幸	14 番 大道 正孝
15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次	17 番 石田 尚則	18 番 神藤 敦美
19 番 北村 正次			

欠席委員

10 番 亀山 博司

推進委員

荒谷 博司 小尻 博行

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後 2 時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和 8 年第 3 回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13 番 島田委員、14 番 大道委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、10 番 亀山委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして資料 1「呉農業振興地域整備計画変更の概要について」、令和 8 年度第 1 回地区会の開催について、を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、吉浦上城町〇〇番、地目は畑、面積は 234 m²の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は 49 才で、新たに野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：推進委員 荒谷です。申請地は、吉浦町の呉拘置所の西側に位置しています。グリーンピースと玉ねぎが栽培されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2 番の申請地は、柝原町字西谷下〇〇〇番〇、地目は田、面積は 108 m²の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲

受人は86才で、新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は、栃原バス停から東に150m程の場所です。南北の川沿いに農地が広がった地域です。ご譲受人は、高齢ではありますが、保全管理されてい
ました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字幸向〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑及び田、面積は合計950㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住により売買
するもので、譲受人は74才で、新たに米・野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。2番の申請地から、東に200m程の場所にあります。譲渡人が、
非常に良い管理をされています。今後、譲受人に引き継がれます。ご審議よろしくお願
いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は359㎡の第2種農地
です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受
人は69才で、経営規模を拡大し、米及び野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は、苗代平原線西条と下条の間辺りにあります。写真奥
に写っている家は、譲受人の自宅です。現在も譲受人が耕作しています。ご審議よろしく

お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、郷原町字榎ヶ河内〇〇〇〇番〇ほか５筆、地目は田、面積は１、４３
２㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与
するもので、譲受人は５３才で、新たに米・野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は、黒瀬川二級河ダムから北西へ２００ｍ程の場所にあり
ます。葉物野菜が栽培されていました。管理状態は、非常に良いと感じました。ご審議よ
ろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：６番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：６番の申請地は、広町字天狗岩〇〇〇〇番ほか２筆、地目は畑及び田、面積は合計８１
９㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈
与するもので、譲受人は５８才で、新たに果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：１番 柏木です。申請地は、国道３７５号弁天橋から右折し、善通寺方面に少し進んだ
辺りです。保全管理はされていました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、広町字天狗岩〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計1,403㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は58才で、新たに果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、先程の申請地の近くです。事務局の説明のとおりです。農地の管理状態は、写真を見てのとおり良好に保たれていました。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、広両谷2丁目〇〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計689㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は59才で、新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、広中心部で白石線から少し上った場所にあります。しっかり保全管理されていました。許可後は、野菜を作付けるそうです。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町大字原畑字大久保〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は54

4㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、
贈与するもので、譲受人は、66歳で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：17番 石田です。申請地は、安浦町原畑地区山口神社の奥に位置します。野菜が栽培
されていました。譲受人は、ここ以外にも9700㎡程の農地を所有されています。ご審
議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、呉市蒲刈町大浦字大越〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は465㎡の
第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与する
もので、譲受人は、75歳で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。蒲刈町大浦集落から県道を県民の浜方面に左折して直ぐの場所です。
写真を見てのとおり、適切な管理がされていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題としま
す。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の農地については、令和7年4月の総会において、太陽光発電設備として利用する
ため、許可されたものですが、土地の売買契約が合意解除となったため、取消願いが提
出されたものです。なお、土地の登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：17番 石田です。事務局の説明のとおりです。令和7年4月に許可されたものです

が、実施する事業者が変わる事による取消です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

議 長：次に、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1 番の申請地は、音戸町田原 2 丁目〇〇〇〇番ほか 1 筆、地目は畑又は田、面積は合計で 914 m²の第 2 種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため贈与するものです。規模等につきましては、譲受人は、駐車場 5 区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8 番 水場です。申請地は、音戸町田原の消防屯所から少し上った場所で、道も狭く、へんぴな場所ではあります。申請人は、外国人で駐車場を確保するための申請です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2 番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2 番の申請地は、音戸町波多見 3 丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は 206 m²の第 2 種農地です。転用の目的は、住宅及び駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は、住宅が隣接する土地を住宅敷地及び駐車場 2 区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8 番 水場です。申請地は、音戸町波多見の国道と市道の交差点付近です。住宅地と

しての条件は、良い場所なので許可で良いと考えます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：３番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：３番の申請地は、音戸町有清２丁目〇〇〇番ほか１筆、地目は畑、面積は合計２２８㎡の第２種農地です。転用の目的は、駐輪場及び駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は、駐輪場２区画及び駐車場１区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

小 尻 委 員：推進委員 小尻です。申請地は、音戸町有清、旧奥内小学校から２００ｍ程上った小高い場所にあります。景観も良いです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、安浦町安登西６丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は４５２㎡の第２種農地です。転用目的は、駐車場８区画として利用するものため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地は、国道１８５号ＪＲ安登駅から仁方方面へ６００ｍ程進んだ場所です。写真の左が申請地で右が国道です。便利の良い場所なので仕方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、安浦町内海南４丁目〇〇〇〇番〇ほか２筆、地目は田、面積は合計で
１，７１２㎡の第２種農地で、先ほどの議案第１１号で許可の取消願の出された農地です。
転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽
光パネル１３２枚、発電容量４４．５５ｋｗを設置する計画です。全量自家発電となるた
め事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾
となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制
法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地は、南薫造記念館から仁方方面に６００ｍ程の場所です。
先程の取消関連の案件です。川沿いの赤線で囲った範囲が対象農地です。ご審議よろしく
お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：６番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：６番の申請地は、安浦町中央北１丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は４１１㎡の第２
種農地です。転用目的は、住宅１棟及び駐車場２区画として利用するものため、売買する
ものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による
許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地は、ＪＲ安浦駅北側、呉市が造成した区域内にあります。
元々住宅用地として整備した場所なので、許可で良いと思います。ご審議よろしくお願
いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第 13 号「民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請に対する証明の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：裁判所が入札する民事執行法による売却で、農地を申請者が入札に参加して買い受けようとするときは、買受適格証明が必要で、農地法の適用を受けてその農地を買い受ける資格があるかどうかを証明するものです。この買受適格証明書は入札期間に合わせて、事前に発行し、入札は 4 月となっています。申請者はこの競売農地を買い受け、農地として及び太陽光発電施設として利用するため、買受適格証明を受けようとするもので、競売後に所有権移転する場合は、農地法第 3 条及び第 5 条の許可申請が必要となります。1 番及び 2 番の申請地は、安浦町大字安登字塩谷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は 676㎡の第 2 種農地です。1 番の申請人は新たに野菜を作付けし、2 番の申請人は経営規模を拡大し、果樹を栽培するものです。1 番の申請人は国籍は中国ですが、永住者であり、農地法第 3 条の農地取得の要件を満たしています。3 番及び 4 番の申請地は、安浦町大字安登字塩谷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は 355㎡の第 2 種農地です。写真でもお分かりのように、申請地には、隣接地を併用してすでに太陽光発電施設が設置されており、1 番、2 番の申請人ともにそのまま太陽光発電施設として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。この議案は、買受適格証明の決定とあわせて、入札により最高価買受申出人となった場合は、その旨の証明書を農地法第 3 条及び第 5 条許可申請に添付した場合、買受適格証明書を交付したときと事情が異なる場合を除き、許可して差し支えない旨の決定を受けようとするものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。また、民事執行法による事務処理の円滑化を図るため、この適格証明の交付を受けた者が、最高価買受申出人となったときは、当該証明

書を交付した時点と事情が異なっていたと認められる場合を除いて、農地法第3条許可申請の2件と農地法第5条許可申請の2件を許可して差し支えない旨の決定をすることとして、ご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議ないようですので、その際は許可することに決定します。

（農林水産課着席）

議 長：次に、議案第14号「呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、ご説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としており、年2回、必要に応じて計画変更を行うこととしております。また、農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに基礎調査を行い、全体的に見直すことになっております。合併後の平成18年度に「呉農業振興地域整備計画」を策定し、令和3年度には、「農用地の利用計画」の見直しを行っており、前回の見直しから5年経過するため、情勢の変化に対応した総合的かつ計画的な整備を確保する観点から計画の変更を行っております。この度、この計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第3条の2に基づき、農業委員会のご意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、計画変更についてご説明いたします。お手元に配布しております、「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するための除外」により、農用地利用計画の変更を行うものです。なお、今回の除外につきましては、前回の総会にあった地域計画の変更をした理由の一つとして説明したものとなります。次に、変更内容についてご説明させていただきます。「呉農業振興地域整備計画変更理由書」の2枚目の別紙1をご覧ください。この度、19件の除外の申出があり、除外する位置ごとに①から⑭の番号を振っております。なお、農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。それでは、各申出の内容を説明させていただきます。もう一部の地図も合わせてご覧ください。番号①ですが、倉橋町字片平山〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇、〇

○○○ー○, 合計面積41.85㎡で河川改良事業用地として使用すると申出でござい
 ます。番号②ですが, 倉橋町字黒岩○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○○
 ○ー○, ○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○○○ー○,
 ○○○○ー○, 合計面積193.34㎡で河川改良事業用地として使用すると申出でござい
 ます。番号③ですが, 倉橋町字水越○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○○○ー○, ○○
 ○○ー○, ○○○○ー○○, 合計面積157.02㎡で河川改良事業用地として使用すると
 申出でございします。番号④ですが, 安浦町大字内平字反り○○○ー○, ○○○ー○, ○
 ○○ー○, 合計面積426㎡で河川改良事業用地として使用すると申出でございします。番
 号⑤ですが, 安浦町大字原畑字長通○○○ー○, ○○○ー○, ○○○ー○, ○○○ー
 ○, ○○○ー○, ○○○ー○, ○○○ー○, 合計面積278.16㎡で河川改良事業用地とし
 て使用すると申出でございします。番号⑥ですが, 安浦町大字内平字洪○ー○, ○ー
 ○, ○ー○, ○ー○, ○ー○, ○ー○, 合計面積906㎡で河川改良事業用地として使用す
 ると申出でございします。番号⑦ですが, 蒲刈町向字ハツ子○○○○, 面積1,012㎡で飲
 食店, 宿泊施設, 資材置場及び駐車場用地のため, 除外するものでございします。番号⑧
 ですが, こちらは3件分の申出を表示しております。1件目は, 安浦町大字女子畑字寺迫
 ○○○○, 2件目は, 字寺迫○○○○, ○○○○ー○, 3件目は, 字寺迫○○○○ー
 ○, 合計面積1,096㎡で太陽光発電用地として使用すると申出でございします。番号⑨で
 すが, 安浦町大字女子畑字寺迫○○○○, ○○○○ー○, 合計面積1,071㎡で太陽光発電
 用地として使用すると申出でございします。番号⑩ですが, 安浦町大字女子畑字堂之畝
 ○○○, ○○○, ○○○, 合計面積1,690㎡で太陽光発電用地として使用すると申出で
 ございします。番号⑪ですが, こちらは5件分を表示しております。1件目は, 安浦町大字
 女子畑字竹之鼻○○○○, ○○○○, 2件目は, 字竹之鼻○○○○, ○○○○, 3件目
 は字竹之鼻○○○○, ○○○○ー○, 4件目は, 字竹之鼻○○○○ー○, ○○○○ー
 ○, ○○○○ー○, 5件目は, ○○○○ー○, 合計面積3,249㎡で太陽光発電用地とし
 て使用すると申出でございします。番号⑫ですが, こちらは4件分を表示しております。
 1件目は, 安浦町大字女子畑字梶谷○○○ー○, ○○○ー○, 2件目は, 字梶谷○○○,
 3件目は, 字梶谷○○○ー○, 4件目は, 字梶谷○○○, ○○○, 合計面積4,688㎡で,
 4,639㎡を太陽光発電用地, 字梶谷○○○ー○の1筆, 49㎡を資材置き場として使用する
 と申出でございします。番号⑬ですが, 安浦町大字女子畑字堂之畝○○○, ○○○ー
 ○, 合計面積1,691㎡で太陽光発電用地として使用すると申出でございします。番号⑭で
 すが, 安浦町大字女子畑字平畑○○○ー○, ○○○ー○, ○○○, ○○○, ○○○, 合
 計面積3,195㎡で太陽光発電用地として使用すると申出でございします。以上が除外の申

出についてです。以上の①～⑭の合計19件につきまして、現地調査を行いました結果、
「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農
用地利用計画を変更するものでございます。簡単ではございますが、以上で「農業振興
地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございまし
たらお願い致します。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画変更」について、
ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、説明のとおりと決定します。

（農林水産課退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、3月18日まで農地の転用届出に関する専決処理規程に
より受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が4件、報告事項
第2号の農地法第5条の規定による届出が8件ございましたので、報告します。最後に、
この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3
号の非農地証明申請について4件を証明しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：太陽光発電設備に係る設備費の処分費ついて、令和8年度第1回地区会の開催について
説明

事 務 局：この程の事務局員の人事異動により、宮崎課長補佐が転出されることになりました。ご
挨拶をお願いします

事務局挨拶（宮崎課長補佐あいさつ）

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議につて報告します。3月9日は、会長・事務局長会議が広島市土地改
良会館でありました。3月18日は、広島県農業会議で常設審議委員会がありました。3

月 26 日には、広島県農業会議の臨時会議が広島市で開催され、引き続き理事に選任されました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長： それでは、 次回の日程を申し上げます。

次回、 令和 8 年第 4 回総会は、 4 月 30 日 木曜日 午後 2 時 から
場所は、 呉市役所 7 階 755 から 758 号室です。

議 長： 以上で令和 8 年第 3 回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、 ありがとうございました。

(午後 3 時 10 分)

以上は、 令和 8 年第 3 回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員